東京都公安委員会告示第 2716 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の４第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 25 日

東 京 都 公 安 委 員 会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の４第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前２の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都新宿区西五軒町１２－１－１５０６
SHAIKH MOHAMED RASHED HAMDAN MOHAMMED ALNEHAYAN　放置違反金納付命令書（第　30-435-260828-202774）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都町田市三輪町３２１－２－Ｂ２０８
一般社団法人国際人間安全保障機構　　督促状（第　30-111-260615-210319）

東京都世田谷区松原４丁目９－１７　ＭＨ松原１０３
松永　樹　　督促状（第　30-326-260626-420218）

東京都板橋区若木２丁目１０－９－４－１０９
渡辺　航平　　督促状（第　30-550-260725-205060）

東京都文京区湯島３丁目１６－１３－５０１
株式会社　オルディス　　督促状（第　30-660-260708-201872）

東京都文京区湯島３丁目１６－１３－５０１
株式会社　オルディス　　督促状（第　30-660-260714-203080）

埼玉県川越市上寺山７１２－１－２－２０１
角田　篤彦　　督促状（第　30-887-260626-202662）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。